

議案第44号

笠野原地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり規約を定め、笠野原地区水利施設管理強化事業に関する事務の一部を肝付町から受託することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

鹿屋市長 郷原拓男

（提案理由）

笠野原地区水利施設管理強化事業の事務の一部を受託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により肝付町と協議が必要であるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するものである。

鹿屋市と肝付町との間における笠野原地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 肝付町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、笠野原農業水利事業造成施設に係る水利施設管理強化事業（以下「管理強化事業」という。）に関する事務の一部を鹿屋市に委託し、鹿屋市はこれを受託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により肝付町が鹿屋市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げる事務とする。

- (1) 施設の管理強化業務に関する事務
- (2) 国及び県への補助金交付申請及びその受領に関する事務
- (3) その他委託事務の管理及び執行のため必要な事務

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（管理強化事業に係る国及び県の補助金をもって充てる経費を除く。以下「委託費」という。）は、肝付町の負担とする。

2 委託費の額及び納付方法は、鹿屋市長と肝付町長が協議して定める。この場合において、鹿屋市長は、あらかじめ管理強化事業に要する経費の総額及び委託事務に要する経費の見積りに関する書類を肝付町長に送付するものとする。

(予算の繰越し)

第4条 鹿屋市長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度に繰り越して支出することができる。この場合において、鹿屋市長は、予算の残額が生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに肝付町長に送付するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、鹿屋市長と肝付町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。